

【法改正のお知らせ】

労働安全衛生法に基づく立入禁止措置等の対象者が拡大されます

令和7年4月1日より、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう必要な措置を実施することが事業者者に義務付けられます。

今回の法改正の主な内容は次の2点です。

危険箇所等において事業者が行う立入禁止等の措置の対象範囲を作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大
危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化(保護具の使用の掲示 等)

建設工事現場等の重層請負により作業を行う場合における措置義務者の考え方について、1次下請は2次下請に対して義務を負いますが、3次下請に対する義務はありません。

なお、掲示については、複数の事業者が同一場所において作業を行う場合については、元方事業者(元請)がまとめて行っていただいても差し支えありません。

詳しくは以下の図を参考にしてください。



令和7年の労働災害発生状況について(2月末)

注1)カッコ内は死亡者数 注2)死傷者数は休業4日以上のもの 注3)新型コロナウイルス感染症除く

	令和7年		令和6年		令和5年(参考)		対前年比増減数、増減率	
全産業	32	(1)	20	(1)	22	(1)	12	60.0%
製造業	13	(1)	8	(1)	6	(1)	5	62.5%
建設業	4		3		2		1	33.3%
運送業	2		1		0		1	100%
林業	1		1		1		0	0%
小売業	1		0		2		1	
社福祉	3		1		2		2	200%
旅館業	3		4		3		-1	-25.0%
その他	5		2		6		3	150%

【令和6年度 STOP! 冬季労働災害プロジェクト】 へのご応募お待ちしております

【今年度の応募事例】屋根からの雪等の落下対策

① 貼り紙による注意喚起を行った。



② 屋根の直下に柵を設け立ち入り禁止とした。



詳細はこちら



【問合せ先】
高山労働基準監督署
安全衛生課
(0577 - 32 - 1180)